

これに伴い、グループホーム・ケアホームにおける消防設備の整備の取扱いについて、別添Q & A（関連資料4（63頁））のとおりので、ご留意願いたい。

また、同基金を活用し整備した施設・設備等の中で、極めて短期間で財産処分を行い、国庫納付を行っている事例が見受けられる。

限られた財源を効率的かつ有効に活用するため、事業の選定に当たっては、事業内容等を十分精査した上で実施するようお願いしたい。

②発達障害者に対する情報支援体制の整備事業の創設

発達障害の特性を勘案し、日常生活上利用する機関や施設等で用いられる書類の音声化等のための機器の整備や発達障害の特性を勘案した情報提供を行う際の対応方法に関する助言等の啓発活動を、発達障害者支援センターやNPO等の当事者団体と連携して実施するための経費として、全都道府県に対し必要額を配分したところであるので、積極的に本事業を取り組まれない。

5 報酬改定について

(1) 報酬改定について

障害福祉サービス費用に係る報酬については、3年に一度の改定を基本としており、次期報酬改定は平成24年4月を予定している。次期報酬改定については、平成21年4月の報酬改定の効果等を勘案しつつ、障害者自立支援法等の改正などを踏まえて検討することとしている。

(2) 障害福祉サービス等経営実態調査等の実施について

以上のことから、障害福祉サービス事業所等の事業経営の状況、障害福祉サービス事業等の提供の実態や実施に係る経過措置（就労継続支援を行う障害者支援施設、食事提供体制加算、サービス管理責任者の要件緩和等）を把握するため、障害福祉サービス事業所等を対象とした経営実態調査及びサービス提供実態調査を行うこととしている。

本調査は、民間のシンクタンクに委託し、平成23年3月中に、抽出した全国の障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等に対して調査票を送付し、平成23年8月を目途にとりまとめを行う予定であるので、各都道府県におかれては、円滑に調査が行われるよう、管内事業者等に協力をいただけるよう周知をお願いしたい。